

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

第20回会議資料



日 時：平成17年1月21日（金）午後2時から
場 所：三崎町民会館 4階 大会議室

会 議 次 第

1 . 開 会

2 . 会 長 (瀬 戸 町 長) あ い さ つ

3 . 会 議 録 署 名 人 の 指 名 に つ い て

() () ()

4 . 議 事

報 告

- 報告第34号 市町村の廃置分合に係る総務大臣告示について
- 報告第35号 新町行政機構について
- 報告第36号 特別職の報酬等について
- 報告第37号 消防団の取扱いについて
- 報告第38号 農業委員会委員の定数について
- 報告第39号 各種事務事業（奨学資金貸与事業）の取扱いについて
- 報告第40号 社会教育関係事業について
- 報告第41号 指定金融機関等について

その他

- 新「伊方町」の住所表示について
- 第21回 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について

5 . その他

6 . 副 会 長 (三 崎 町 長) あ い さ つ

7 . 閉 会

配布資料一覧表

	ページ
(報告)	
1. 報告第34号 市町村の廃置分合に係る総務大臣告示について	1
2. 報告第35号 新町行政機構について	2
3. 報告第36号 特別職の報酬等について	3
4. 報告第37号 消防団の取扱いについて	4
5. 報告第38号 農業委員会委員の定数について	5
6. 報告第39号 各種事務事業(奨学資金貸与事業)の取扱いについて	6
7. 報告第40号 社会教育関係事業について	7
8. 報告第41号 指定金融機関等について	8
(その他)	
9. 新「伊方町」の住所表示について	9
10. 第21回 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について	10

報 告

報 告第 3 4 号

市町村の廃置分合に係る総務大臣告示について

市町村の廃置分合に係る総務大臣告示について別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 1 月 2 1 日提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
会長 井 上 善 一

官報

総務省告示第五十一号

町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、西宇和郡伊方町、同郡瀬戸町及び同郡三崎町を廃し、その区域をもつて同郡伊方町いかたちょうを設置する旨、愛媛県知事から届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年一月十七日

総務大臣 麻生 太郎

報 告 第 3 5 号

新町行政機構について

新町行政機構について別紙のとおり報告する。

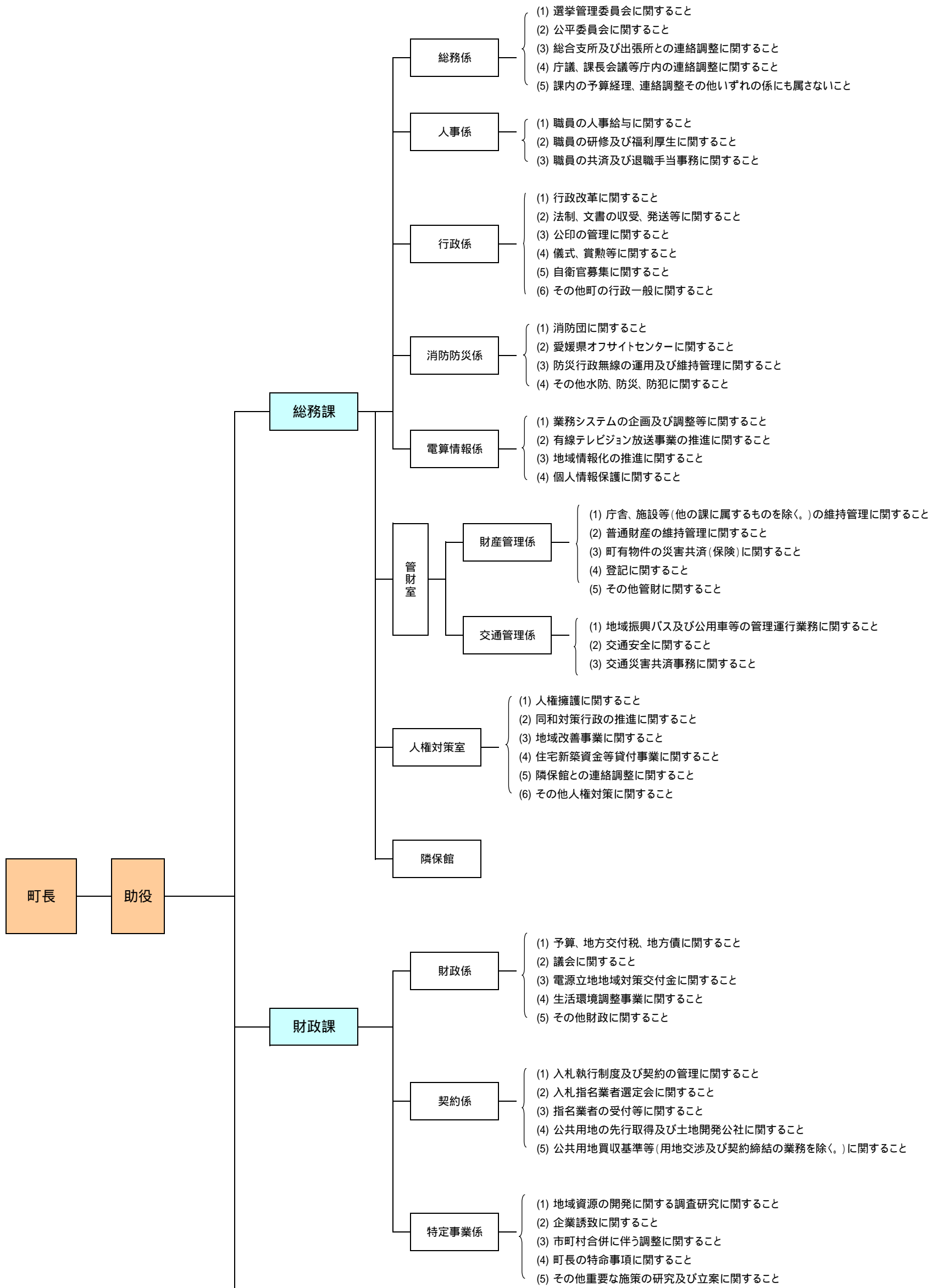
平成 1 7 年 1 月 2 1 日提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
会長 井 上 善 一

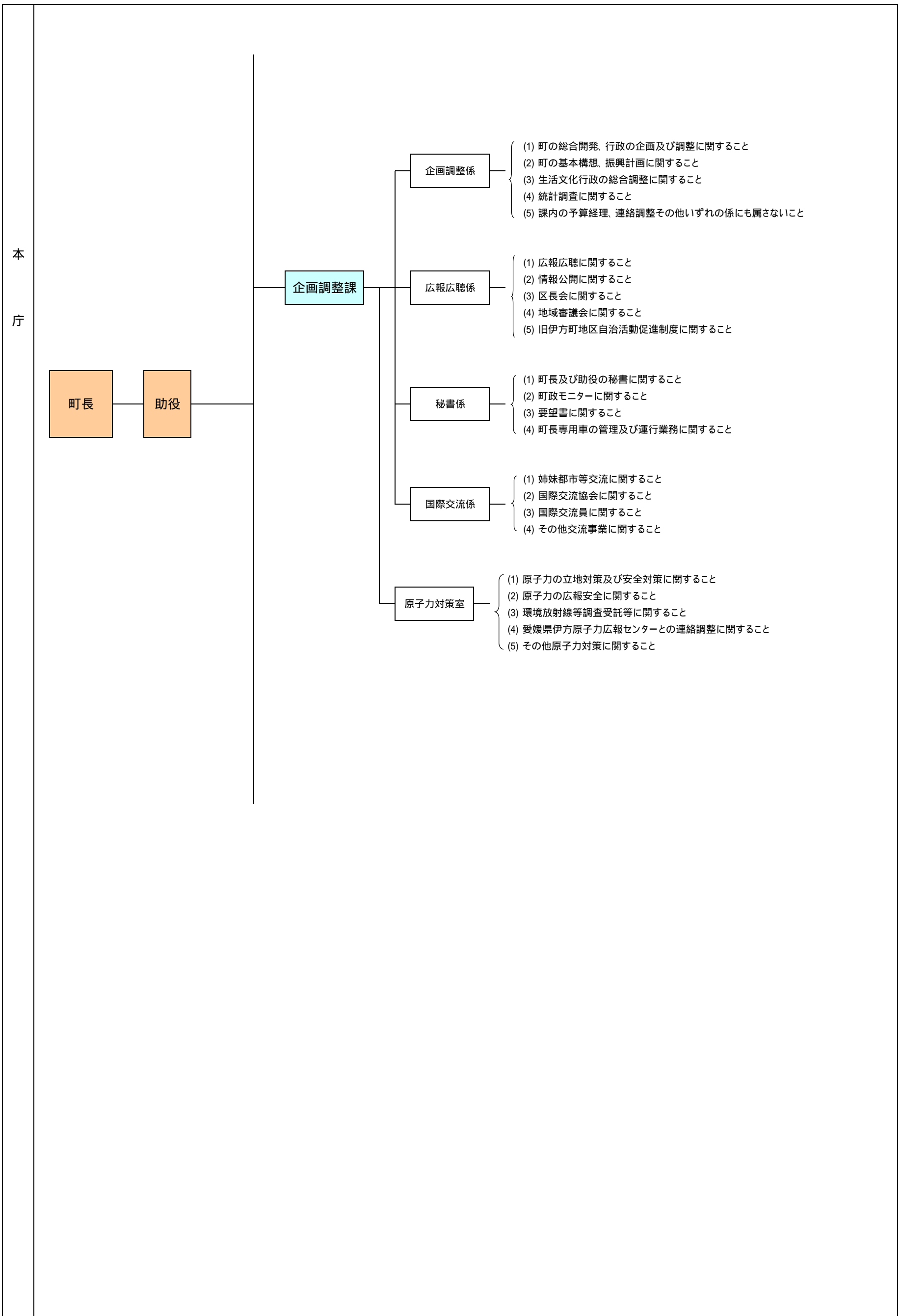
新町行政機構

新伊方町行政機構図(本庁)

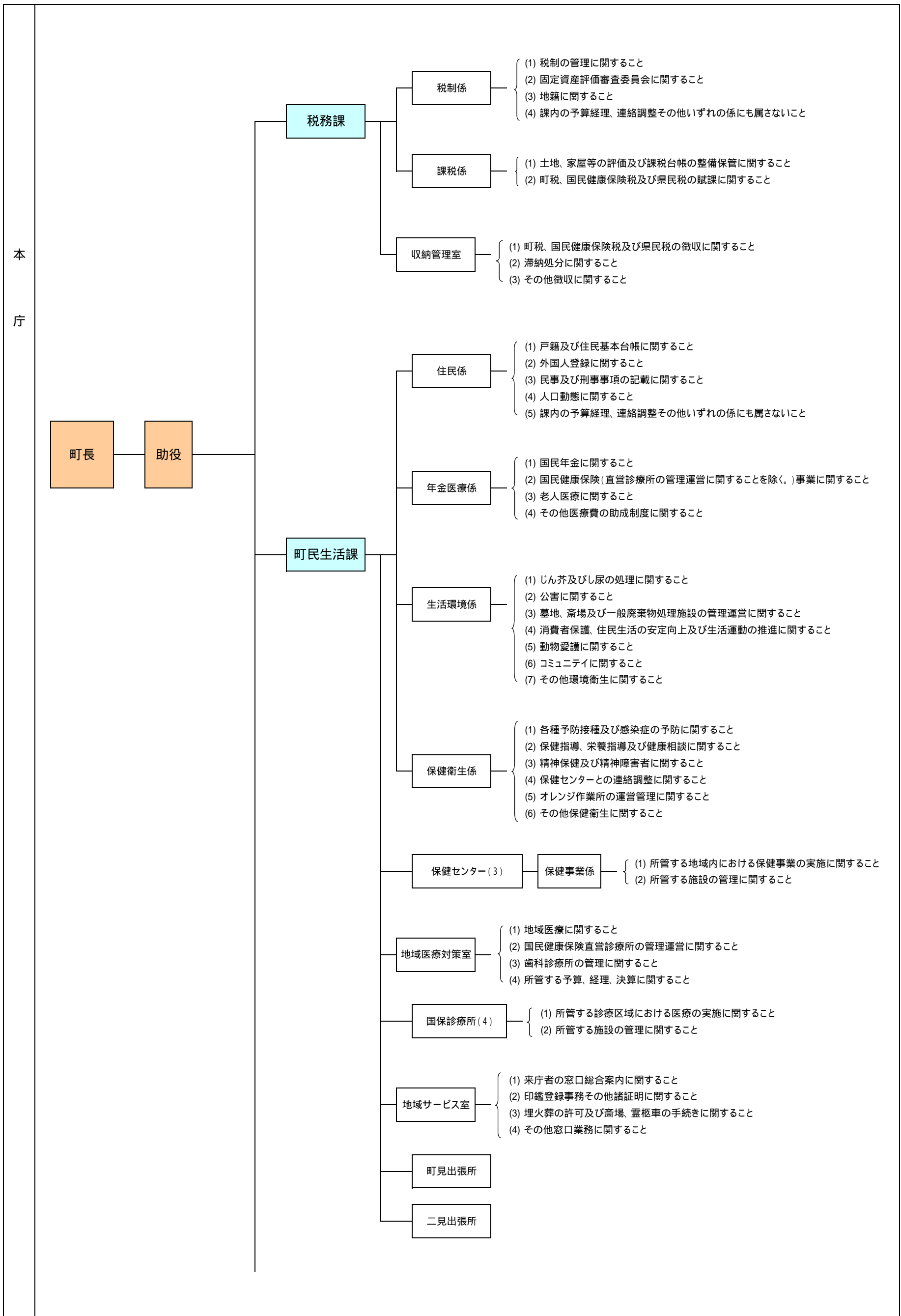
本
庁



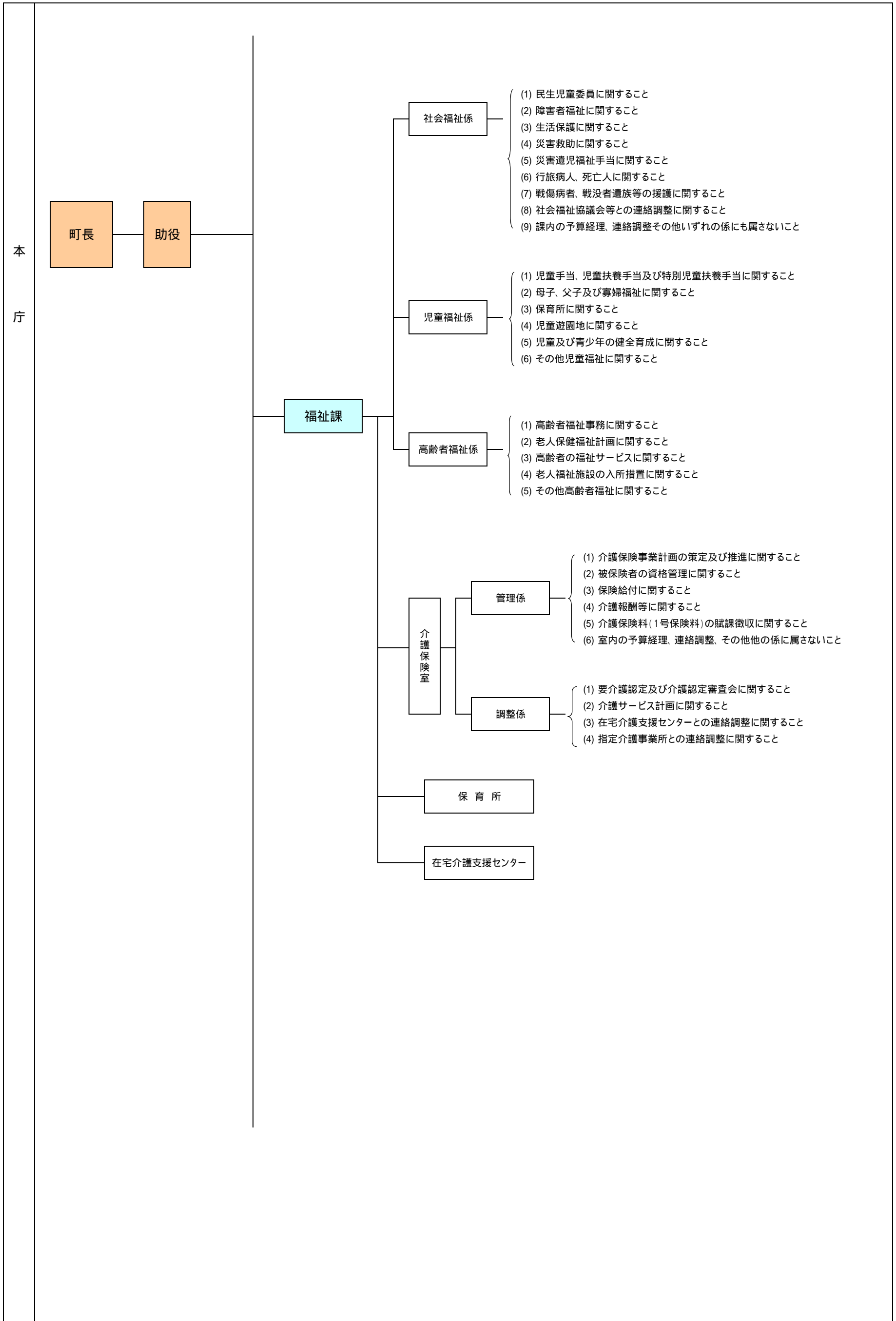
新伊方町行政機構図(本庁)



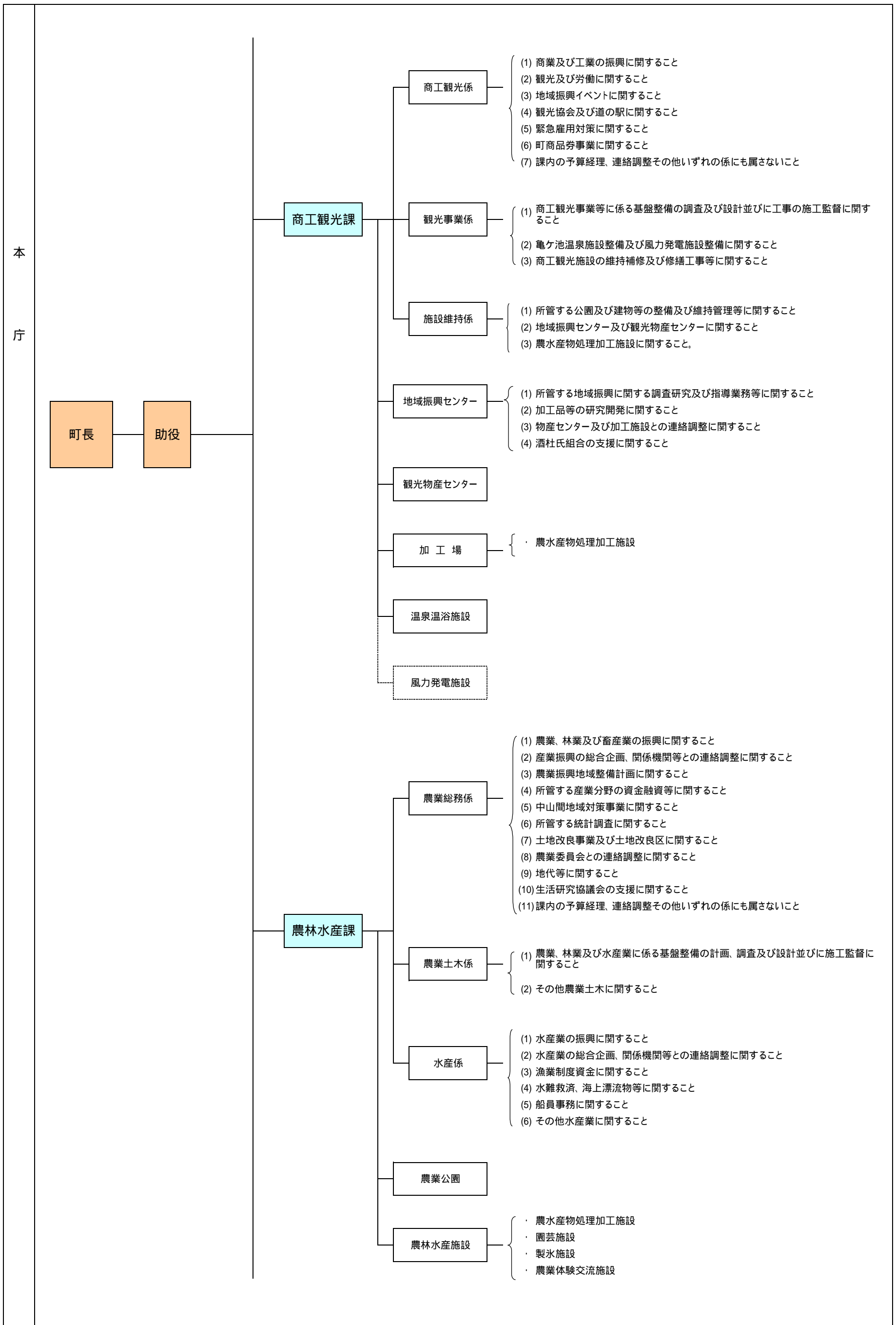
新伊方町行政機構図(本庁)



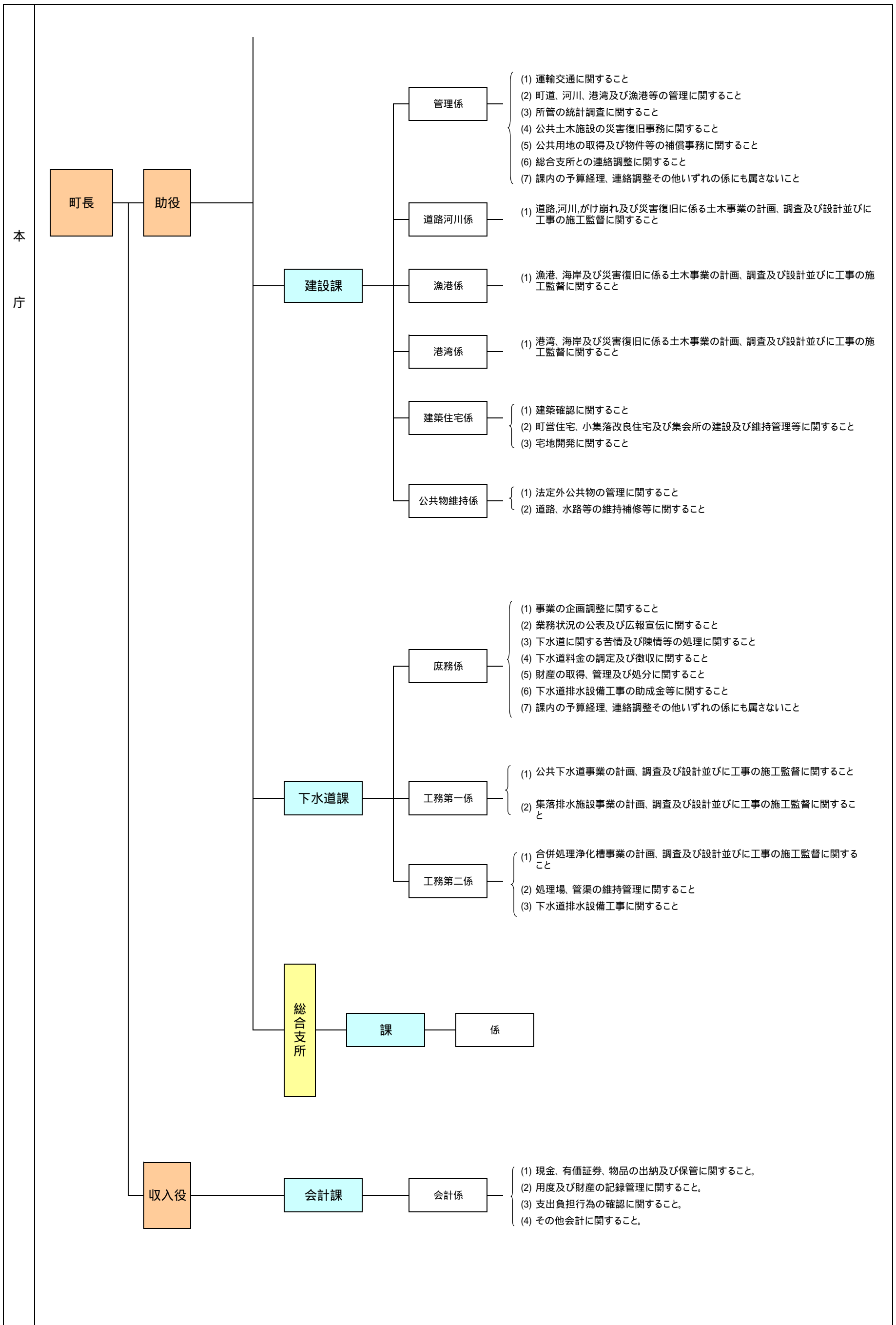
新伊方町行政機構図(本庁)



新伊方町行政機構図(本庁)

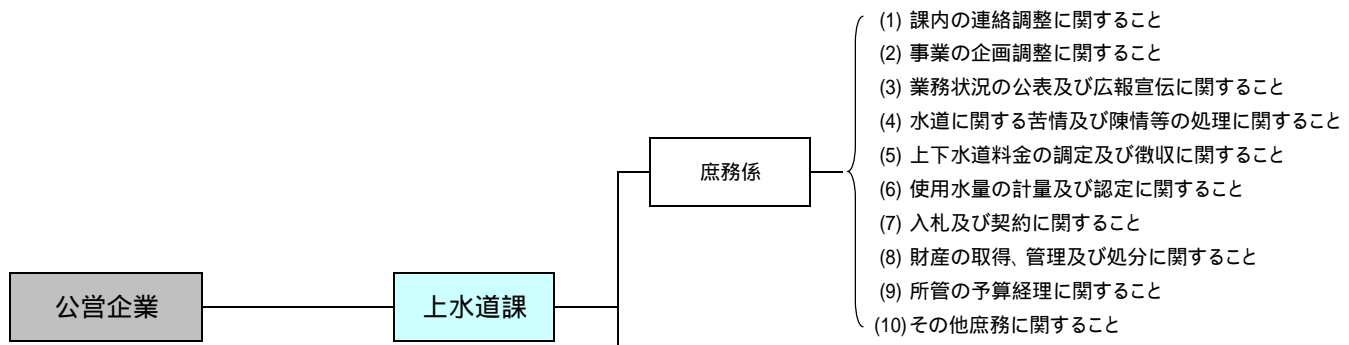
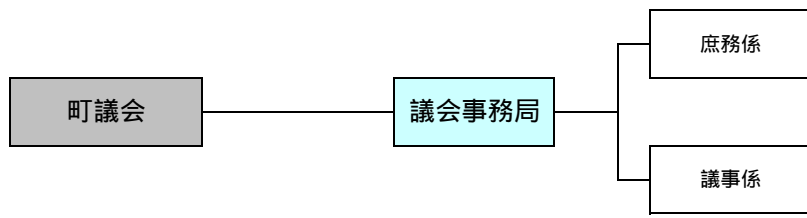


新伊方町行政機構図(本庁)



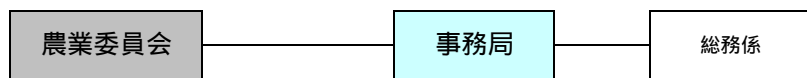
新伊方町行政機構図(本庁)

本
庁

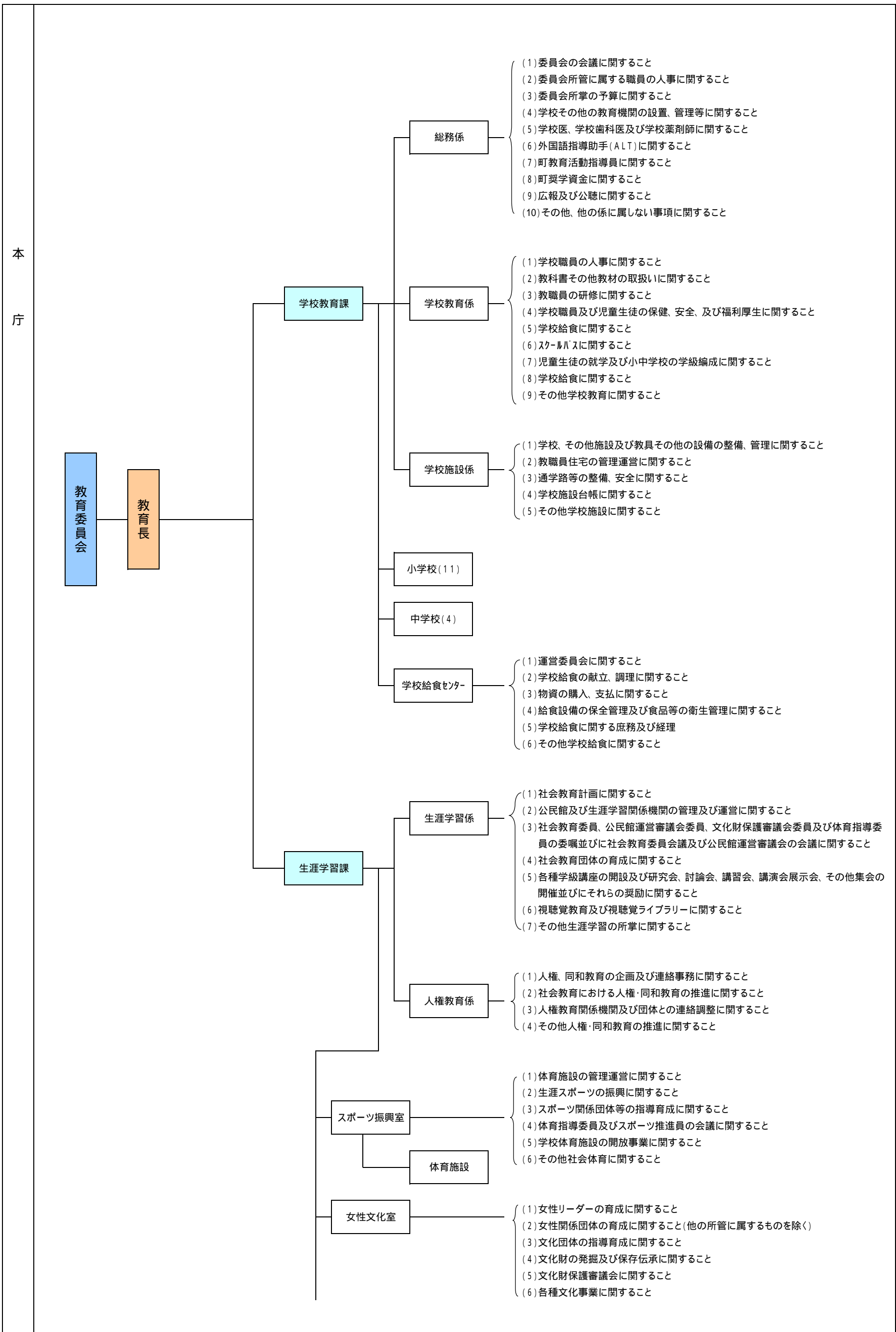


- (1) 課内の連絡調整に関する事
- (2) 事業の企画調整に関する事
- (3) 業務状況の公表及び広報宣伝に関する事
- (4) 水道に関する苦情及び陳情等の処理に関する事
- (5) 上下水道料金の調定及び徴収に関する事
- (6) 使用水量の計量及び認定に関する事
- (7) 入札及び契約に関する事
- (8) 財産の取得、管理及び処分に関する事
- (9) 所管の予算経理に関する事
- (10) その他庶務に関する事

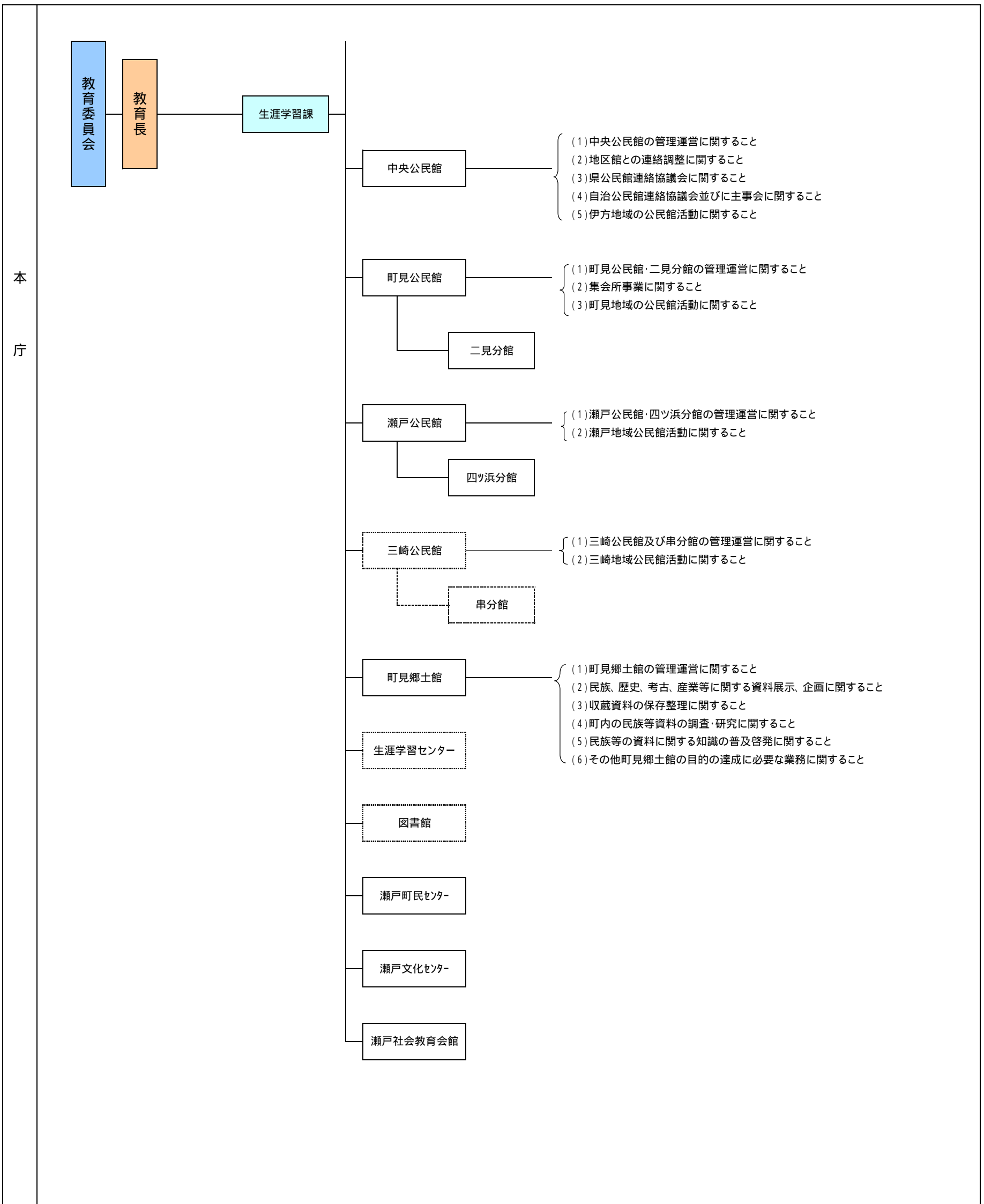
- (1) 施設の維持管理に関する事
- (2) 水道工事等の監督指導に関する事
- (3) 給水装置工事事業者の指定及び指導に関する事
- (4) 資材等の購入、保管及び処分に関する事
- (5) 工具、機械及び車両等の管理に関する事
- (6) 業務の記録及び統計に関する事
- (7) 給水装置の使用並びに開栓及び閉栓に関する事
- (8) 水量水圧の調整及び水質の保全に関する事
- (9) 規則違反者の処分等に関する事
- (10) その他工務に関する事



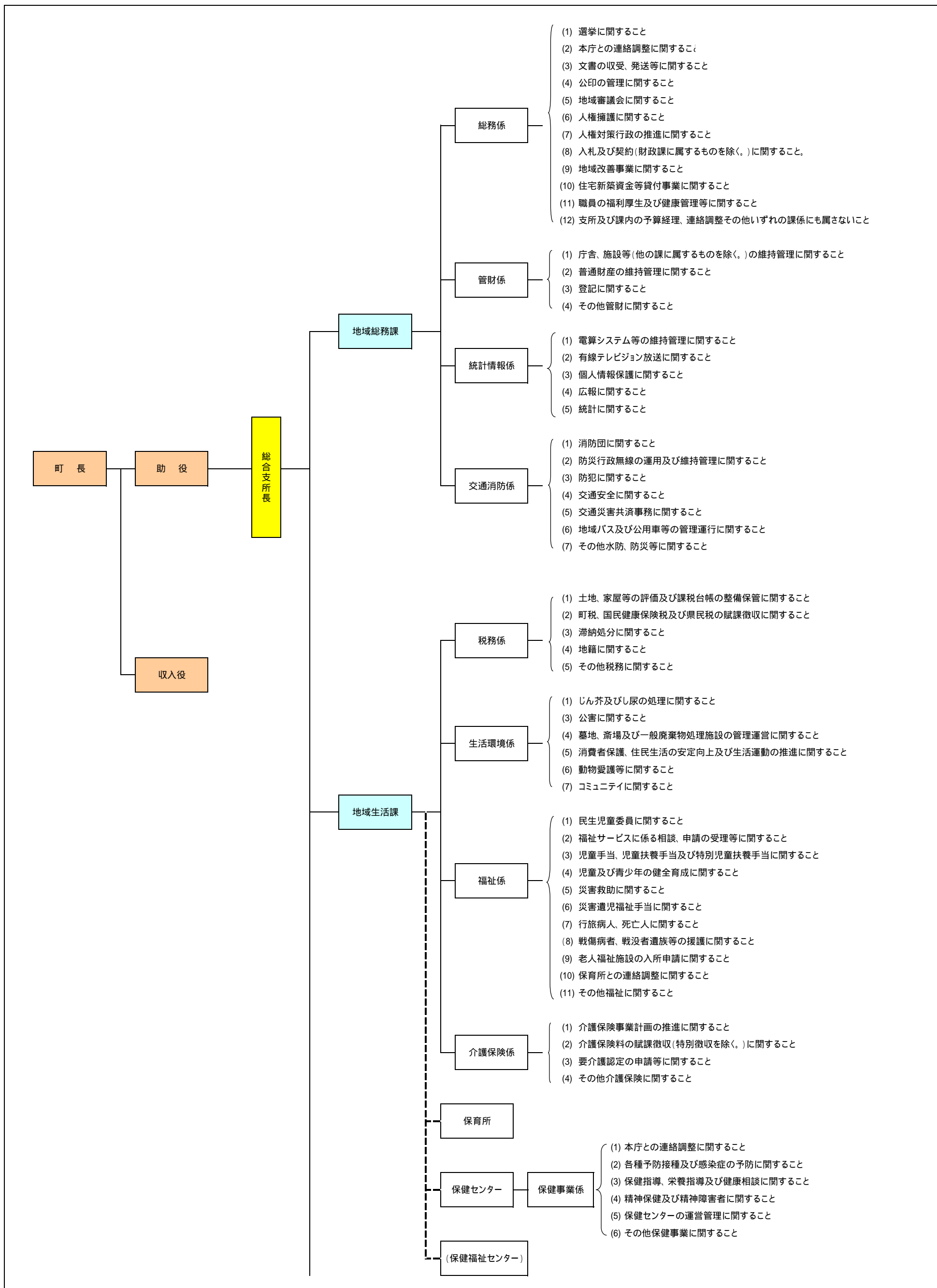
新伊方町行政機構図(本庁)



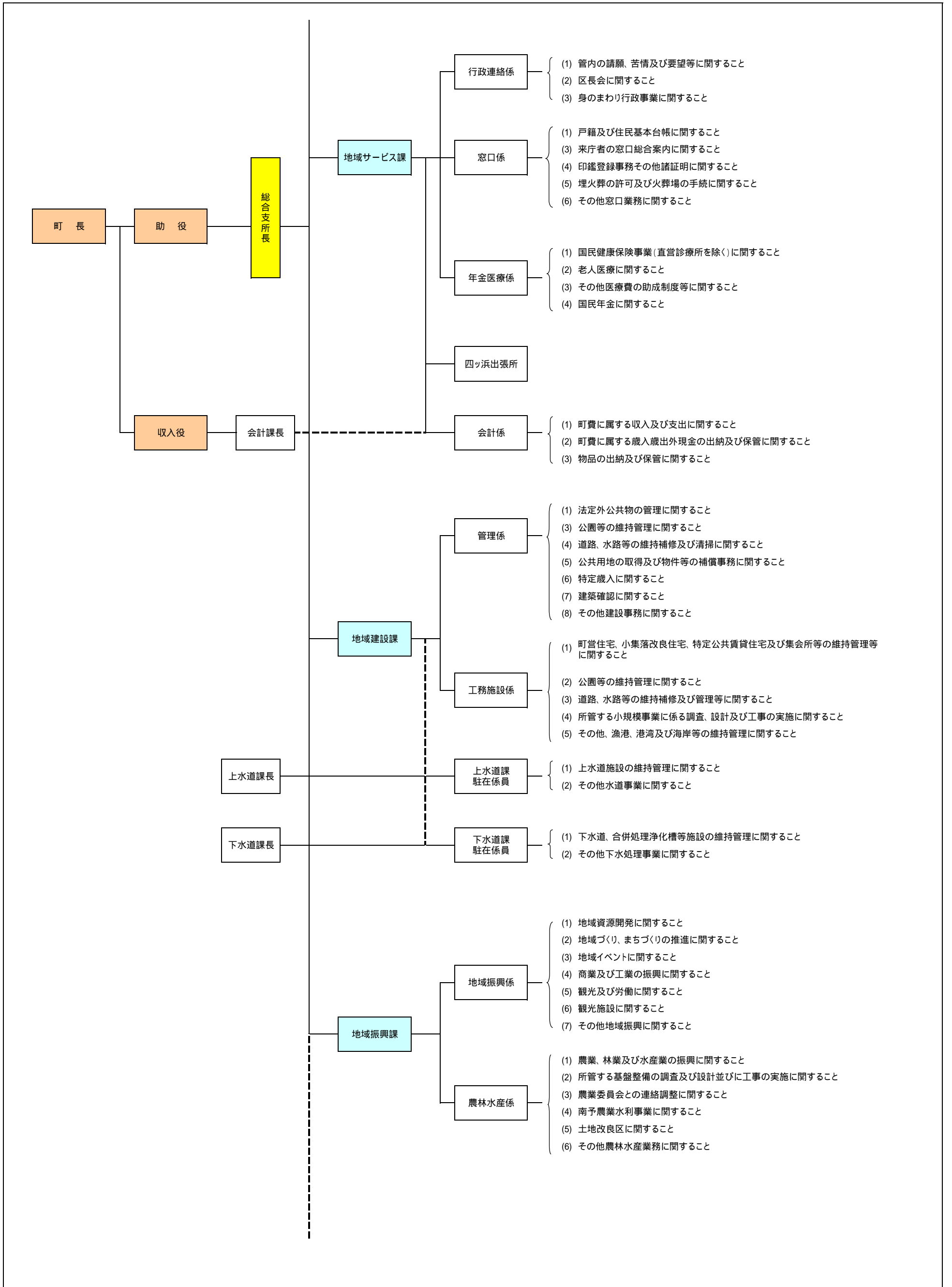
新伊方町行政機構図(本庁)



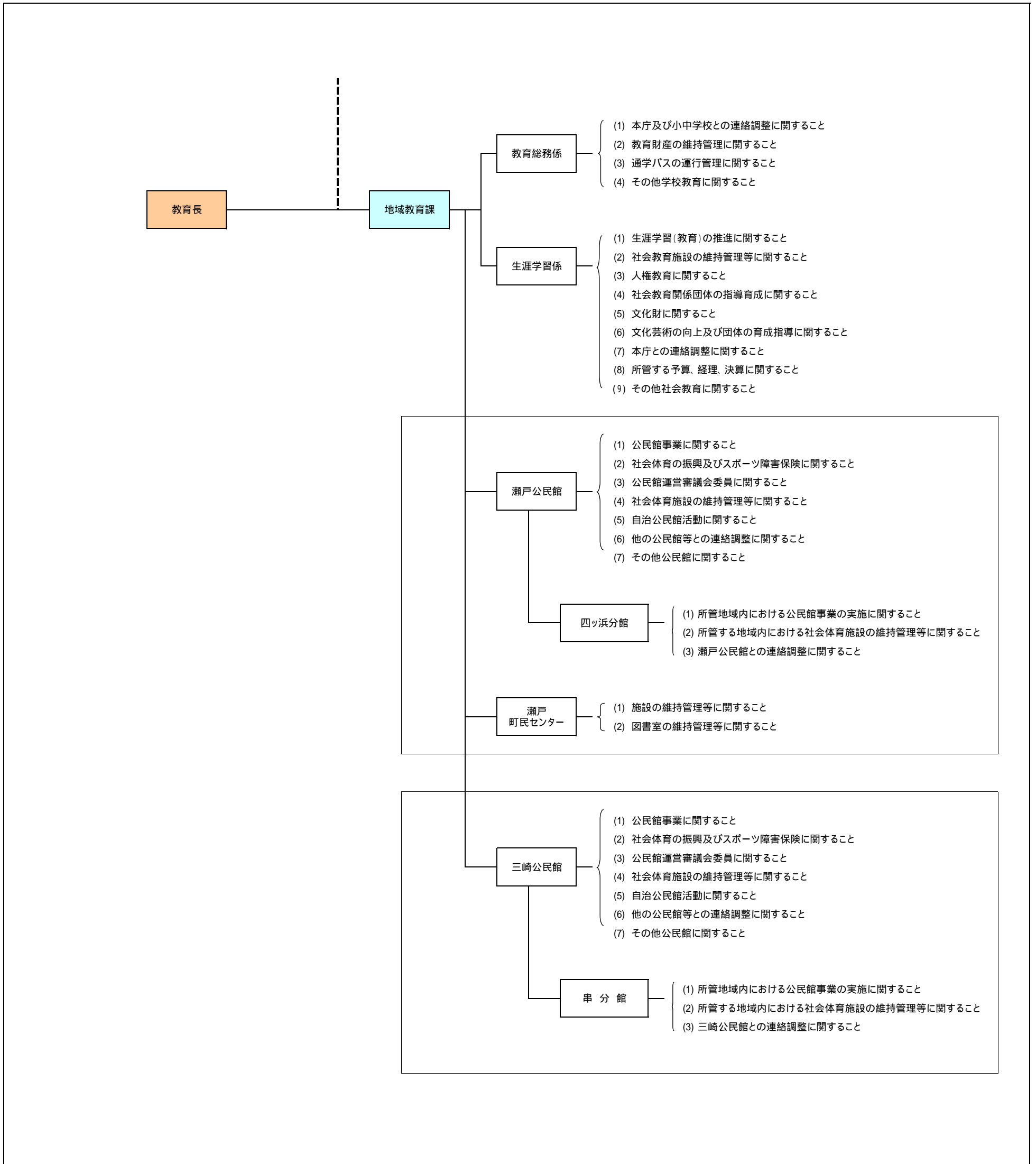
新伊方町行政機構図(総合支所)



新伊方町行政機構図(総合支所)



新伊方町行政機構図(総合支所)



報 告第 3 6 号

特別職の報酬等について

特別職の報酬等について別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 1 月 2 1 日提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
会長 井 上 善 一

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 協定事項の調整内容

調整内容	特別職の身分の取扱い(特別職の報酬の額)
------	----------------------

常勤の特別職

具体項目	伊方町		瀬戸町		三崎町		調整額		備考	
	支給基準	金額(円)	支給基準	金額(円)	支給基準	金額(円)	支給基準	金額(円)	員数	任期等
町長	月額	785,000	月額	726,000	月額	647,000	月額	785,000	1	任期4年
助役	月額	626,000	月額	581,000	月額	567,000	月額	626,000	1	任期4年
収入役	月額	580,000	月額	(545,000)	月額	(572,000)	月額	580,000	1	任期4年
教育長	月額	553,000	月額	532,000	月額	525,000	月額	553,000	1	任期4年
町長職務執行者								785,000	1	町長が選挙で選任されるまで

議会の議員

具体項目	伊方町		瀬戸町		三崎町		調整額		備考	
	支給基準	金額(円)	支給基準	金額(円)	支給基準	金額(円)	支給基準	金額(円)	員数	任期等
議長	月額	272,000	月額	252,000	月額	252,000	月額	272,000	1	任期4年
副議長	月額	225,000	月額	203,000	月額	203,000	月額	225,000	1	任期4年
議員	月額	208,000	月額	186,000	月額	186,000	月額	208,000	20	任期4年

行政委員会の委員

具体項目	伊方町		瀬戸町		三崎町		調整額		備考	
	支給基準	金額(円)	支給基準	金額(円)	支給基準	金額(円)	支給基準	金額(円)	員数	任期等
教育委員会										
委員長	月額	24,000 (年額288,000)	年額	200,000 (月額16,700)	年額	200,000 (月額16,700)	年額	288,000	1	任期4年
委員	月額	21,000 (年額252,000)	年額	165,000 (月額13,750)	年額	165,000 (月額13,750)	年額	252,000	3	任期4年
選挙管理委員会										
委員長	日額	10,000	年額	38,000	年額	39,000	年額	40,000	1	任期4年
委員	日額	8,200	年額	36,000	年額	37,000	年額	36,000	3	任期4年
補充員	日額	8,200		- - -		- - -	日額	8,200		
監査委員										
識見者委員	年額	272,000	年額	180,000	年額	180,000	年額	272,000	1	任期4年
議会選出委員	年額	225,000	年額	145,000	年額	145,000	年額	225,000	1	議員の任期
固定資産評価審査委員会										
委員	日額	7,000	日額	6,000	日額	8,000	日額	7,000	3	任期3年
農業委員会										
会長	年額	95,000	年額	93,000	年額	93,000	年額	95,000	1	・選任による委員
職務代理者	年額	- - -	年額	- - -	年額	82,000	年額	90,000	1	一般選挙及び団体等の任期の期間
委員	年額	85,000	年額	82,000	年額	82,000	年額	85,000	18	・選挙による委員3年

審議会等の附属機関の委員等

具 体 項 目	伊 方 町		瀬 戸 町		三 崎 町		調 整 額		備 考	
	支給基準	金 額 (円)	支給基準	金 額 (円)	支給基準	金 額 (円)	支給基準	金 額 (円)	員数	任期等
特別職報酬審議会委員		0	日額	6,000	日額	8,000	日額	6,000	5	その都度委嘱
社会教育委員	年額	20,000	年額	20,000	- - -	- - -	年額	20,000	10以内	2年
公民館運営審議会委員	年額	20,000	年額	20,000	年額	26,000	年額	20,000	10以内/ 公民館(4) ごと	2年
文化財保護審議会委員	年額	20,000	年額	20,000	年額	19,000	年額	20,000	10以内	2年
学校給食センター運営委員会委員	年額	10,000	年額	16,000	- - -	- - -	年額	10,000	35以内	1年
行政改革推進委員会委員	日額	5,500	日額	6,000	- - -	- - -	日額	6,000	10以内	4年
国民健康保険運営協議会委員長	年額	15,000	日額	5,800	年額	18,000	年額	15,000	1	2年
委員	年額	13,000	日額	5,800	年額	17,000	年額	13,000	8	2年
環境監視委員会 委員	年額	20,000	- - -	- - -	- - -	- - -	年額	20,000	24以内	2年
幹事	年額	20,000	- - -	- - -	- - -	- - -	年額	20,000	若干人	2年
環境審議会委員	年額	5,000	- - -	- - -	- - -	- - -	年額	5,000	10以内	2年
交通指導員	年額	46,800	年額	30,000	年額	42,000	年額	42,000	15	2年
体育指導委員	年額	35,000	年額	30,000	年額	53,000	年額	35,000	10以内	2年
スポーツ推進員	年額	25,000	- - -	- - -	- - -	- - -	年額	25,000		
予防接種健康被害調査委員会委員	年額	6,000	- - -	- - -	回	5,000	年額	6,000		
保健推進委員	年額	7,000	年額	5,000	- - -	- - -	年額	10,000		
健康づくり推進協議会委員	年額	6,000	- - -	- - -	- - -	- - -	年額	6,000	30以内	2年
農用地利用調整推進員	年額	15,000	- - -	- - -	- - -	- - -	年額	15,000	30	3年
自治公民館主事	年額	30,000	年額	40,000	- - -	- - -	年額	35,000	52	2年
介護認定審査会委員	日額	10,000					日額	10,000	27	2年
上記のほかその他の委員等		予算の範囲内で勤務1日につき5,500円を超えない額 ただし、町長が日額により難いと認めるときは、月額又は年額で定める額								
附属機関の委員等	日額	5,500	日額	5,500	- - -	- - -	日額	5,500		
中小企業融資審査委員会委員	日額	2,000	日額	5,500	- - -	- - -	日額	5,500	12以内	2年
農業振興推進委員会 委員	日額	3,000	- - -	- - -	- - -	- - -	日額	3,000	15以内	2年
幹事	日額	3,000	- - -	- - -	- - -	- - -	日額	3,000	若干人	2年
隣保館運営審議会委員	日額	5,500	- - -	- - -	- - -	- - -	日額	5,500	10以内	2年
水産業振興推進委員会 委員	日額	3,000	- - -	- - -	- - -	- - -	日額	3,000	15以内	2年
幹事	日額	3,000	- - -	- - -	- - -	- - -	日額	3,000	若干人	
情報公開審査会委員	- - -	- - -	日額	5,500	日額	8,000	日額	5,500	4以内	2年
在宅介護相談員	日額	3,000	- - -	- - -	- - -	- - -	日額	3,000	定めない	
見守り推進員	月額	1,000					月額	1,000		
農地移動適正化幹旋委員	1件当	5,000	- - -	- - -	- - -	- - -	1件	5,000		

その他の特別職等（非常勤）

具体項目	伊方町		瀬戸町		三崎町		調整額		備考
	支給基準	金額 (円)	支給基準	金額 (円)	支給基準	金額 (円)	支給基準	金額 (円)	
地方公務員法第3条第3項第3号に規定する職にある者	臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職								
非常勤の職							月額	320,000以内	
中央公民館長	月額	150,000		- - -		- - -			
町見公民館長	月額	150,000		- - -		- - -			
文化財調査委員	月額	127,200 (現在該当なし)		- - -		- - -			
社会教育指導員	月額	144,500		- - -		- - -			
隣保館長	月額	120,000		- - -		- - -	月額	120,000	1
観光物産センター所長	月額	150,000 (現在該当なし)		- - -		- - -			
伊方町教育活動指導員	月額	250,000		- - -		- - -	月額	250,000	8以内
英語指導助手	月額	300,000	月額	300,000	月額	300,000	月額	300,000	3
国際交流員	月額	300,000		- - -		- - -	月額	300,000	1
学校医	年額	学校当 43,000 児童・生徒当 250	年額	学校当 41,000 児童・生徒当 300	年額	学校当 32,000			
学校歯科医	年額	学校当 36,000 児童・生徒当 250	年額	学校当 36,000 児童・生徒当 300	年額	学校当 32,000			
学校薬剤師	年額	学校当 15,000	年額	学校当 7,500	年額	学校当 8,000			
保育所嘱託医	年額	保育所当 37,500	年額	保育所当 26,000	年額	保育所当 22,000	年額	37,500	
保育所嘱託歯科医	年額	保育所当 25,000	年額	保育所当 26,000	年額	保育所当 22,000	年額	26,000	
区長会長	年額	50,000		- - -		- - -			
臨時の職							日額	30,000以内	
予防接種医師手当	回	21,000	回	21,000	回	21,000	日額	21,000	
乳児検診医師手当	回	15,000	回	15,000	回	15,000	日額	15,000	
健康診査等医師手当	回	15,000 日曜健診(1.5倍) 22,500/時間	回	15,000	回	15,000	日額	15,000	
母子健診介助手当	回	2,000		- - -		- - -	日額	2,000	活動手当
保健健診介助手当	回	2,000		- - -		- - -	日額	2,000	活動手当

投票管理者等の報酬

具 体 項 目	伊 方 町		瀬 戸 町		三 崎 町		調 整 額		備 考
	支給基準	金 額 (円)	支給基準	金 額 (円)	支給基準	金 額 (円)	支給基準	金 額 (円)	
選挙長・投票管理者及び開票管理者並びに選挙立会人、投票立会人、及び開票立会人									
投票所の投票管理者	日額	12,700	日額	12,700	回	12,700	日額	12,700	選挙が12月29日から翌月1月3日までの間のいずれか1日に行われるときは、規定する金額にそれぞれ100分の150を乗じて得た金額とする。
開票管理者	日額	10,700	日額	10,700	回	10,700	日額	10,700	
選挙長	日額	10,700	日額	10,700	回	10,700	日額	10,700	
投票所の投票立会人	日額	10,800	日額	10,800	回	10,800	日額	10,800	
開票立会人	日額	8,900	日額	8,900	回	8,900	日額	8,900	
選挙立会人	日額	8,900	日額	8,900	回	8,900	日額	8,900	
期日前投票所の投票管理者							日額	11,200	
期日前投票所の投票率会人							日額	9,600	

報 告第 3 7 号

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 1 月 2 1 日提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
会長 井 上 善 一

合併協定書に関する協議書

伊方町長、瀬戸町長及び三崎町長は、平成16年9月9日に合併協定書を締結した事項のなかで、3町の長が別に協議して定める事項について、下記のとおり定める。

記

協議事項

協議事項	協議内容
消防団の取扱い 団員の任免、報酬及び手当、分限及び懲戒、 サービスその他の身分の取扱い 消防団の組織、階級、定員、訓練、礼式等	別紙のとおり

平成16年12月20日

伊方町長 中元清吉

瀬戸町長 井上善一

三崎町長 宮本征士

消 防 団 関 係

項 目	協 議 内 容	3 町 の 団 長 ・ 総 務 課 長 ・ 消 防 主 任 会 議 の 決 定 事 項																																				
消防団組織体制	方 面 隊 の 名 称	伊方方面隊・瀬戸方面隊・三崎方面隊																																				
	副 方 面 隊 の 名 称	伊方第一中隊、伊方第二中隊・瀬戸第一中隊、瀬戸第二中隊・三崎第一中隊、三崎第二中隊																																				
	本 部 分 団 長 の 名 称	本部分団長で統一																																				
	各 分 団 の 呼 称	伊方、瀬戸、三崎の順に第1分団から第13分団とする 部については分団ごとに1部、2部・・・とする																																				
団 員 定 数	各 役 職 の 人 員 (定 数)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">団 長</td> <td style="width: 15%;">1 名</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>方面隊長 (筆頭副団長)</td> <td>3 名</td> <td>(各 方 面 隊 1 名)</td> </tr> <tr> <td>中隊長 (副 団 長)</td> <td>6 名</td> <td>(各 方 面 隊 2 名)</td> </tr> <tr> <td>副 団 長</td> <td>5 名</td> <td>(伊 方 3 ・ 瀬 戸 1 ・ 三 崎 1)</td> </tr> <tr> <td>本部分団長</td> <td>7 名</td> <td>(伊 方 4 ・ 瀬 戸 2 ・ 三 崎 1)</td> </tr> <tr> <td>分 団 長</td> <td>1 3 名</td> <td>(各 分 団 1 名)</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>1 3 名</td> <td>(各 分 団 1 名)</td> </tr> <tr> <td>部 長</td> <td>4 6 名</td> <td>(伊 方 1 9 ・ 瀬 戸 1 0 ・ 三 崎 1 7)</td> </tr> <tr> <td>班 長</td> <td>1 7 1 名</td> <td>(伊 方 5 7 ・ 瀬 戸 4 8 ・ 三 崎 6 6)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>班長については、ポンプ1台配備につき3名 例 ポンプ車1台と小型1台配備の分団は、3名+3名で6名となる</td> </tr> <tr> <td>団 員</td> <td>4 9 9 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td><u>7 6 4 名</u></td> <td>(合 併 時 は 、 現 行 の 定 数 の ま ま と す る)</td> </tr> </table>	団 長	1 名		方面隊長 (筆頭副団長)	3 名	(各 方 面 隊 1 名)	中隊長 (副 団 長)	6 名	(各 方 面 隊 2 名)	副 団 長	5 名	(伊 方 3 ・ 瀬 戸 1 ・ 三 崎 1)	本部分団長	7 名	(伊 方 4 ・ 瀬 戸 2 ・ 三 崎 1)	分 団 長	1 3 名	(各 分 団 1 名)	副分団長	1 3 名	(各 分 団 1 名)	部 長	4 6 名	(伊 方 1 9 ・ 瀬 戸 1 0 ・ 三 崎 1 7)	班 長	1 7 1 名	(伊 方 5 7 ・ 瀬 戸 4 8 ・ 三 崎 6 6)			班長については、ポンプ1台配備につき3名 例 ポンプ車1台と小型1台配備の分団は、3名+3名で6名となる	団 員	4 9 9 名		合 計	<u>7 6 4 名</u>	(合 併 時 は 、 現 行 の 定 数 の ま ま と す る)
団 長	1 名																																					
方面隊長 (筆頭副団長)	3 名	(各 方 面 隊 1 名)																																				
中隊長 (副 団 長)	6 名	(各 方 面 隊 2 名)																																				
副 団 長	5 名	(伊 方 3 ・ 瀬 戸 1 ・ 三 崎 1)																																				
本部分団長	7 名	(伊 方 4 ・ 瀬 戸 2 ・ 三 崎 1)																																				
分 団 長	1 3 名	(各 分 団 1 名)																																				
副分団長	1 3 名	(各 分 団 1 名)																																				
部 長	4 6 名	(伊 方 1 9 ・ 瀬 戸 1 0 ・ 三 崎 1 7)																																				
班 長	1 7 1 名	(伊 方 5 7 ・ 瀬 戸 4 8 ・ 三 崎 6 6)																																				
		班長については、ポンプ1台配備につき3名 例 ポンプ車1台と小型1台配備の分団は、3名+3名で6名となる																																				
団 員	4 9 9 名																																					
合 計	<u>7 6 4 名</u>	(合 併 時 は 、 現 行 の 定 数 の ま ま と す る)																																				
役員 (団員) 報酬等	年 間 報 酬 ・ 出 動 手 当 等	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">団 長</td> <td style="width: 15%;">9 9 , 0 0 0 円</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>副 団 長</td> <td>7 4 , 0 0 0 円</td> <td>(方 面 隊 長 ・ 中 隊 長)</td> </tr> <tr> <td>分 団 長</td> <td>4 6 , 0 0 0 円</td> <td>(本 部 分 団 長 ・ 分 団 長)</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>3 3 , 0 0 0 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部 長</td> <td>3 0 , 0 0 0 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>班 長</td> <td>2 2 , 0 0 0 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>団 員</td> <td>1 9 , 0 0 0 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>訓練手当及び出動手当</td> <td>一 回 当 た り</td> <td>1 , 3 0 0 円</td> </tr> </table>	団 長	9 9 , 0 0 0 円		副 団 長	7 4 , 0 0 0 円	(方 面 隊 長 ・ 中 隊 長)	分 団 長	4 6 , 0 0 0 円	(本 部 分 団 長 ・ 分 団 長)	副分団長	3 3 , 0 0 0 円		部 長	3 0 , 0 0 0 円		班 長	2 2 , 0 0 0 円		団 員	1 9 , 0 0 0 円		訓練手当及び出動手当	一 回 当 た り	1 , 3 0 0 円												
団 長	9 9 , 0 0 0 円																																					
副 団 長	7 4 , 0 0 0 円	(方 面 隊 長 ・ 中 隊 長)																																				
分 団 長	4 6 , 0 0 0 円	(本 部 分 団 長 ・ 分 団 長)																																				
副分団長	3 3 , 0 0 0 円																																					
部 長	3 0 , 0 0 0 円																																					
班 長	2 2 , 0 0 0 円																																					
団 員	1 9 , 0 0 0 円																																					
訓練手当及び出動手当	一 回 当 た り	1 , 3 0 0 円																																				

消 防 団 関 係

3 の 2

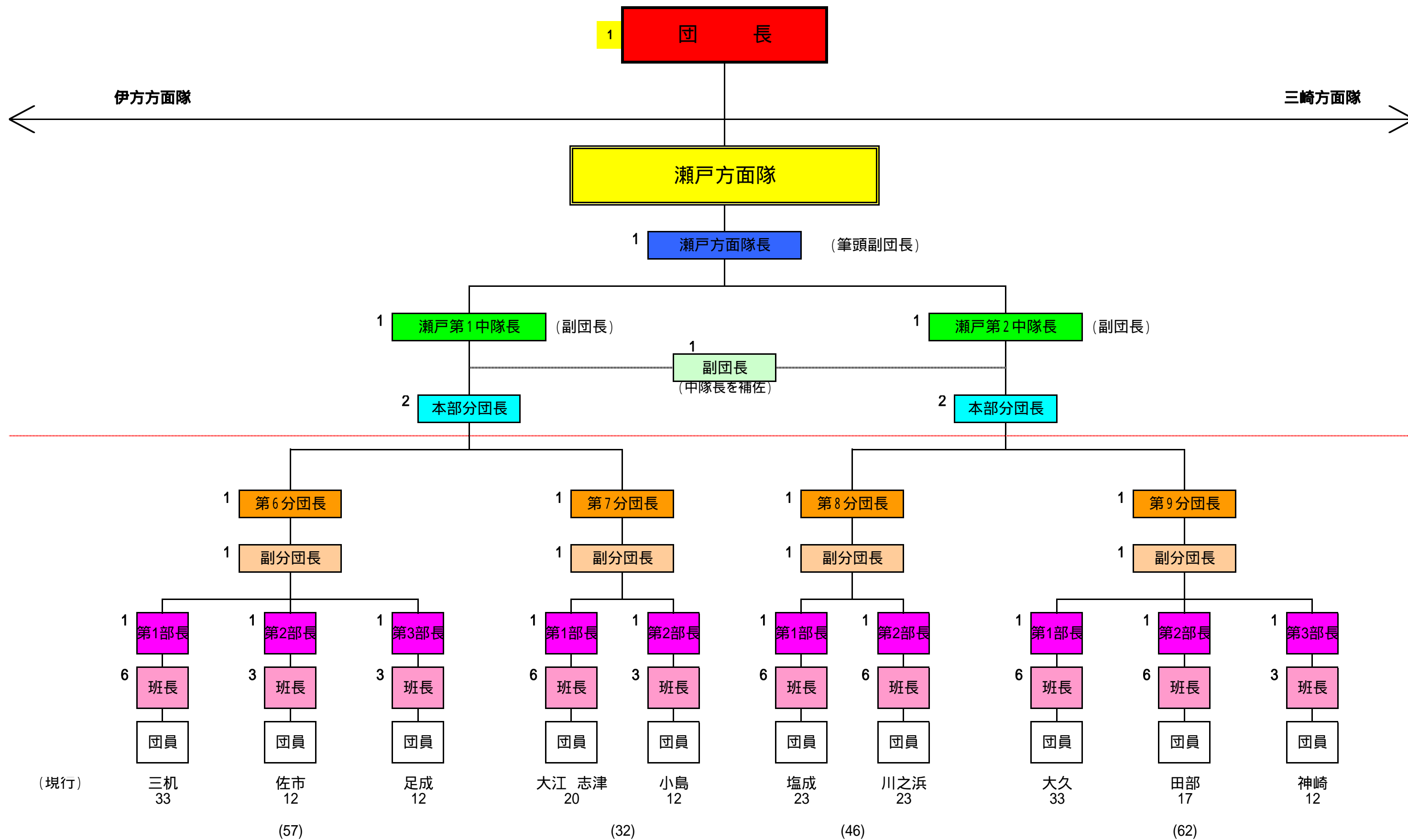
項 目	協 議 内 容	3 町 の 団 長 ・ 総 務 課 長 ・ 消 防 主 任 会 議 の 決 定 事 項
備 品	団旗・法被等の支給品	団 旗 合併時は、伊方町の既存を使用 分団旗 合併時は、伊方町の既存を使用 ヘルメット 合併時は、シールのみ張り替える 法 被 合併時は、本部役員のみ新たに支給し、団員は合併後に支給する 盛夏服 既存を使用 黒 服 既存を使用
任 免	団 員 の 任 免	三崎町の定年制を廃止する。 団長は、消防団の推薦に基づき町長が任命し、団長以外の団員は次の各号の資格を有する者のうちから町長の承認を得て団長が任命する。 本町に居住する者 年齢18歳以上の者 志操堅固で、かつ、身体強健な者
年 間 事 業	実 施 主 体	町全体事業 出初式、操法大会、幹部研修（分団長研修）、分団長会議、本部役員会、幹部新入団員研修会等 出初式は、基本的に全員参加とする 会場は、初年度は伊方町とし持ち回りとする 操法大会については、17年度と18年度は開催する 会場は、3町団長で協議する
広 報 設 備	防 災 行 政 無 線	固 定 系（屋外子局） 合併後は、現行のまま運用し、17年度中に整備する 当面は、旧町単位での放送となる 移 動 系（車載型・携帯型） 現行のまま運用し、更新時に整備する

消 防 団 関 係

3 の 3

項 目	協 議 内 容	3 町 の 団 長 ・ 総 務 課 長 ・ 消 防 主 任 会 議 の 決 定 事 項
分 限	団 員 の 分 限	<p>任命権者が、団員に対して降任又は免職することができる事項</p> <p>(1) 勤務成績が良くない場合 (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 (3) 前 2 号に規定する場合のほか団員に必要な適格性を欠く場合 (4) 定員の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合</p> <p>団員が失職する事項</p> <p>(1) 成年被後見人又は被保佐人となった場合 (2) 禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (3) 6 月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者 (4) 本町に居住しなくなった者</p>
懲 戒	団 員 の 懲 戒	<p>任命権者が、懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができる事項</p> <p>(1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反した場合 (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 (3) 団員としてふさわしくない非行があった場合 停職は、1 月以内の期限を定めて行う。</p>
服 務 規 律	団 員 の 服 務 規 律	<p>団員の服務規律は次のとおりとする</p> <p>(1) 団長の招集によって出勤し職務に従事すること。招集を受けない場合にあっても水、火災、その他の災害を知ったときは直ちに出勤し職務に従事しなければならない (2) 他の行政機関の命令に服してはならない (3) 1 0 日以上居住地を離れる場合は、団長は町長へ、その他の団員は、団長若しくは団長の指定する者に届けなければならない 特別の事情がない限り、団員の半数以上の者が同時に居住地を離れることは出来ない (4) 職務上知得した秘密を他に漏らしてはならない (5) 消防団の正常な運営を阻害し若しくは著しく活動能率を低下する等の集团的行動を行ってはならない</p>

合併後新町消防団組織図(案)



合併後新町消防団組織図(案)

← 瀬戸方面隊

三崎方面隊

1 三崎方面隊長 (筆頭副団長)

1 三崎第1中隊長 (副団長)

1 三崎第2中隊長 (副団長)

1 副団長 (中隊長を補佐)

1 本部分団長

0 本部分団長

1 第10分団長

1 第11分団長

1 第12分団長

1 第13分団長

1 副分団長

1 副分団長

1 副分団長

1 副分団長

1 第1部長 1 第2部長 1 第3部長 1 第4部長 1 第5部長 1 第6部長

1 第1部長 1 第2部長 1 第3部長

1 第1部長 1 第2部長 1 第3部長 1 第4部長

1 第1部長 1 第2部長 1 第3部長 1 第4部長

3 班長 3 班長 6 班長 3 班長 3 班長 6 班長

6 班長 6 班長 6 班長

3 班長 3 班長 3 班長 3 班長

3 班長 3 班長 3 班長 3 班長

団員 団員 団員 団員 団員 団員

団員 団員 団員

団員 団員 団員 団員

団員 団員 団員 団員

(現行)

平磯 12 釜木 12 名取 22 松 12 明神 12 二名津 27

正野 22 串 22 与修 22

井野浦 12 大佐田 12 佐田 12 高浦 12

三崎 三崎 57 三崎 三崎

(97)

(66)

(48)

(57)



伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 協定事項の調整内容

消防団員等報酬

項 目		伊 方 町		瀬 戸 町		三 崎 町		平成16年4月1日現在 調 整 額		支給基準:年額支給
		員数	金 額 (円)	員数	金 額 (円)	員数	金 額 (円)	員数	金 額 (円)	備 考 任期等
消防団員	団長	1	99,000	1	95,000	1	95,000	1	99,000	方面隊長、中隊長、副団長 本部分団長、分団長
	副団長	4	74,000	3	70,000	4	70,000	14	74,000	
	本部部長		- - -	3	43,000		- - -		- - -	
	分団長	23	46,000	10	43,000	14	46,000	20	46,000	
	副分団長	20	33,000	16	29,000	14	31,000	13	33,000	
	部長					22	24,000	46	30,000	
	班長	63	22,000	32	22,000	44	21,000	171	22,000	
	運転手	39	32,000		- - -		- - -		- - -	
	消防車班員	21	22,000		- - -		- - -		- - -	
	団員	115	19,000	140	17,000	174	18,000	499	19,000	
計	286		205		273		764			
出動手当	水・火災出動手当	回	1,300	回	1,200	回	1,000	回	1,300	
	警戒訓練手当	回	1,300	回	1,200	回	1,000	回	1,300	

報 告第 3 8 号

農業委員会委員の定数について

農業委員会委員の定数について別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 1 月 2 1 日提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
会長 井 上 善 一

農業委員会委員の定数について

農業委員会委員の定数については、農業委員会等に関する法律が平成16年5月26日に改正、平成16年11月1日付けで施行され、選任による委員に土地改良区推薦委員が追加されたので、議会推薦委員との間で調整し、次のとおり修正する。

(修正後)

	選挙による委員	選任による委員				合 計
		議 会	農 協	共 済	土地改良区	
旧伊方町の区域	5人					
旧瀬戸町の区域	4人					
旧三崎町の区域	5人					
		3人	1人	1人	1人	
合 計	14人	3人	1人	1人	1人	20人

(修正前)

	選挙による委員	選任による委員			合 計
		議 会	農 協	共 済	
旧伊方町の区域	5人	2人			7人
旧瀬戸町の区域	4人	1人			5人
旧三崎町の区域	5人	1人			6人
			1人	1人	2人
合 計	14人	4人	1人	1人	20人

報 告第 3 9 号

各種事務事業（奨学資金貸与事業）の取扱いについて

各種事務事業（奨学資金貸与事業）の取扱いについて別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 1 月 2 1 日提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
会長 井 上 善 一

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 協定事項の調整内容

幹事会決定	平成 16 年 11 月 19 日	合併協議会報告	平成 17 年 1 月 21 日
-------	-------------------	---------	------------------

協定項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 -)	関係項目	
事務事業・制度名	奨学資金貸与事業	担当専門部会名等	文教部会
協定の内容	<p>1 奨学資金貸与事業は、合併時に伊方町の制度を基本に再編する。</p> <p>2 事業実施の財源として、奨学資金貸付基金をあて、新町においてふるさと創生基金及び一般会計から新たに積み立てを行い、事業に必要な額を確保するものとする。</p> <p>3 旧町で貸付けた債権は、すべて新町に引き継ぐ。また、旧町で貸付けた債権の貸付条件については、その契約内容を引き継ぐものとする。</p>		

事務事業名の名称等	現況や課題等			合併時における調整の内容
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
奨学資金貸与事業	<p>事業の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的理由により修学困難な学生又は生徒に対し、資金を貸与することにより有能な人材の育成を図る。 <p>貸付金の額(無利子)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校 20,000円/月 ・各種学校、高専等 35,000円/月 ・大学・短大 45,000円/月 <p>財源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊方町奨学資金貸付基金 <p>平成15年度貸付額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 29人 31,725千円 <p>貸付実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度末現在 対象者 419名 貸付金 234,275千円 貸付金は決算年度末の貸付残高 	<p>事業の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的理由により修学困難な学生又は生徒に対し、資金を貸与することにより有能な人材の育成を図る。 <p>貸付金の額(無利子)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校 16,000円/月 ・高等専門学校 16,000円/月 ・大学 35,000円/月 <p>財源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸町ふるさと創生基金の一部運用 <p>平成15年度貸付額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 22人 7,188千円 <p>貸付実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度末現在 対象者 293名 貸付金 47,265千円 貸付金は決算年度末の貸付残高 	<p>事業の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的理由により修学困難な学生又は生徒に対し、資金を貸与することにより有能な人材の育成を図る。 <p>貸付金の額(無利子)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校 500円/月 ・大学 2,000円/月 <p>財源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般財源 <p>平成15年度貸付額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0人 0千円 <p>貸付実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度末現在 対象者 0名 貸付金 0千円 貸付金は決算年度末の貸付残高 	<p>貸付金の額(無利子)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校 20,000円/月 ・高専・農業大学 35,000円/月 ・大学・短大 45,000円/月

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 協定事項の調整内容

幹事会決定	平成 16 年 11 月 19 日	合併協議会報告	平成 17 年 1 月 21 日
-------	-------------------	---------	------------------

協定項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 -)	関係項目	
事務事業・制度名	奨学資金貸与事業	担当専門部会名等	文教部会

事務事業名の名称等	現況や課題等			合併時における調整の内容
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
貸付の対象となる学校の種別	学校教育法に規定する高等学校(盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部を含む。)高等専門学校、大学及び各種学校(教育委員会が別に指定するものに限る。)に在学するもの。 愛媛県立農業大学校は貸付対象としている。職業訓練校的専門学校は、貸付対象外	高等学校、大学又は専門学校に在学するもの。 職業訓練校的専門学校は、貸付対象外	国公立大学又は高等学校に在学するもの	学校教育法に規定する高等学校(盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部を含む。)高等専門学校、大学及び各種学校(教育委員会が別に指定するものに限る。)に在学するもの。 愛媛県立農業大学校は貸付対象とする。職業訓練校的専門学校は、貸付対象外。
貸与の期間	進学学校の正規の終業期間	進学学校の正規の終業期間		平成17年4月から進学学校の正規の修業期間
学力基準	高校・専門学校 3.0以上 大学・短大・農業大学 3.0以上	高校・専門学校 2.0以上 大学・短大 2.5以上		高校・高等専門学校 2.5以上 大学・短大・農業大学 3.0以上
貸付世帯の所得要件	本人の属する世帯の1年間の総所得金額(別表第1)から特別控除額(別表第2)の該当金額を控除した額が、収入基準(別表第3)以下の世帯を対象とする。 収入のある者が複数の場合は、それぞれを所得計算し、所得金額を合計する。	本人の属する世帯の1年間の総所得金額(別表第1)から特別控除額(別表第2)の該当金額を控除した額が、収入基準(別表第3)以下の世帯を対象とする。 収入のある者が複数の場合は、収入を合計した後に所得計算をする。		本人の属する世帯の1年間の総所得金額(別表第1)から特別控除額(別表第2)の該当金額を控除した額が、収入基準(別表第3)以下の世帯を対象とする。 収入のある者が複数の場合は、それぞれを所得計算し、所得金額を合計する。 町税等、町に納付すべき徴収金に滞納がある場合は、貸付対象としない。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 協定事項の調整内容

幹事会決定	平成 16 年 11 月 19 日	合併協議会報告	平成 17 年 1 月 21 日
-------	-------------------	---------	------------------

協定項目(番号)	各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 -)	関係項目	
事務事業・制度名	奨学資金貸与事業	担当専門部会名等	文教部会

事務事業名の名称等	現況や課題等			合併時における調整の内容
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
奨学金の返還猶予	<p>(1) 高等学校、大学又はこれと同程度の学校に在学するとき。</p> <p>(2) 災害、障害、その他やむを得ない理由により返還が困難であると認めるとき。</p> <p>(3) 愛媛県公立学校職員(中学校教員、小学校教員)として採用され、県内の学校等に勤務しているとき。</p>	<p>(1) 高等学校、大学又はこれと同程度の学校に在学するとき。</p> <p>(2) 災害、障害、その他やむを得ない理由により返還が困難であると認めるとき。</p> <p>(3) 町内に定住し、就業しているとき。</p>	<p>(1) 上級学校に進学したとき又は特別の事由により一時償還ができなくなったとき。</p>	<p>(1) 高等学校、大学又はこれと同程度の学校に引き続き在学するとき。</p> <p>(2) 災害、障害、その他やむを得ない理由により返還が困難であると認めるとき。</p> <p>上記以外の猶予制度は、廃止する。</p>
奨学金の返還免除	<p>(1) 死亡したとき</p> <p>(2) 重度の障害者、その他やむを得ない事由によって返還が不能と認められるとき。</p> <p>(3) 愛媛県公立学校職員(中学校教員、小学校教員)として採用され、県内の学校等に8年以上勤務したとき。</p>	<p>(1) 死亡したとき</p> <p>(2) 重度の障害、その他やむを得ない事由によって返還が不能と認められるとき。</p> <p>(3) 引き続いて10年以上町内に定住し、就業したとき。</p>	<p>(1) 死亡したとき</p>	<p>(1) 死亡したとき</p> <p>(2) 重度の障害者、その他やむを得ない事由によって返還が不能と認められるとき。</p> <p>上記以外の免除制度は、廃止する。</p>
奨学金の返還	<p>(1) 奨学金の返還は年賦</p> <p>(2) 貸与を受けた期間が2年未満の者は5回、2年以上3年未満の者は10回、3年以上の者は15回で返還する。</p> <p>(3) 納入通知書により毎年12月末までに納入する。</p>	<p>(1) 奨学金の返還は年賦又は半年賦</p> <p>(2) 貸与を受けた期間の2倍相当期間で返還するが、2倍の期間が10年を超えるものについては10年間で返還する。</p> <p>(3) 納入通知書により、年賦にあつては毎年12月末、半年賦にあつては6月末及び12月末までに納入する。</p>	<p>(1) 奨学金の返還は月賦</p> <p>(2) 大学卒業生は10年間で返還</p> <p>(3) 高校卒業生は5年間で返還</p>	<p>(1) 奨学金の返還は、年賦とする。</p> <p>(2) 奨学金の返還は、最長15年間で返還する。</p> <p>(3) 納入通知書により、毎年12月末までに納入する。</p>

(新)伊方町奨学生採用基準要領

選考委員会は、奨学生願書の提出があった者から奨学生採用候補者を選考する場合は、この基準によるものとする。

1. 選考の種別と定義

- (1) 候補者・・・この基準に該当する者で、かつ資金の範囲内の者
- (2) 補充候補者・・・この基準に該当する者で、資金の範囲外になる者
- (3) 非該当者・・・この基準に該当しない者

(注) 当該年度の出願者が、募集人員を越える場合(資金超過)は、基準に該当する者について順位を付し、候補者と補充候補者を選考する。

ただし、出願者で基準に該当するものの奨学資金の総額が当該年度の奨学金を越えないときは、区別することなく、基準に該当する者で全てを候補者とする。

2. 採用基準

人物について・・・学習活動、その他生活の全般を通じて態度・行動が学生・生徒にふさわしく将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

健康について・・・学生又は生徒として修学期間中、十分たえ得るものと認められること。

学力について

ア) 高等学校又は高等専門学校奨学生を希望する者

勉学に意欲があり、進学先の学業を確実に修了できる見込みがあること。

また、中学校第1学年及び第3学年の1学期までの学習成績の評定平均値が2.5(小数点以下第2位で四捨五入)以上であること。

イ) 大学(短期大学等を含む。)を希望する者

勉学に意欲があり、進学先の学業を確実に修了できる見込みがあること。

また、高校第1学年から第3学年の1学期までの全履修科目の評定平均値が3.0(小数点以下第2位で四捨五入)以上であること。

学資の支弁が困難な程度について

本人の属する世帯の1年間の総所得金額(別表第1)から、特別控除額

(別表第2)の該当金額を控除した値が、収入基準額(別表第3)以下の世帯を対象とする。

3. 採用候補者及び補充候補者の順位の付し方

採用基準 ~ を総合審査の上決定する。

採用基準に必要な詳細事項については、日本育英会で定めた基準を参考に
するものとする。

別表第 1

所得の種類別による所得金額の算定

(1) 総所得額の算定

(ア) 給与所得のみの世帯

(1) 収入金額が 3 2 9 万円以下のものは所得金額 0 円とする。
(2) 収入金額が 3 3 0 万円を超え 4 0 0 万円以下の場合 $\text{収入金額} \times 0.8 - 262.6 \text{万円} = \text{所得年額}$
(3) 収入金額が 4 0 0 万円を超え 8 7 8 万円以下の場合 $\text{収入金額} \times 0.7 - 222.6 \text{万円} = \text{所得年額}$
(4) 収入金額が 8 7 8 万円を超える場合 $\text{収入金額} - 486 \text{万円} = \text{所得年額}$

注 1：収入金額は、1 万円未満を切り捨てて適用する。

注 2：給与所得者が 2 人以上いる場合は、各人別に計算する。

(イ) 給与所得以外の世帯について

給与所得以外の所得を合計したものを総所得額とする。

(ウ) 給与所得と給与所得以外の世帯について

上記(ア)と(イ)の所得額を合算したものを総所得額とする。

基準限度額算定方法

上記 1 により算定した総所得額の内、応募者の両親（両親以外の者がその世帯の主たる家計支持者である場合は両親とその者）の所得年額の合計から別表第 2 「特別控除額表」の該当金額を控除した額（認定額）別表第 3 「収入基準額表」に定める収入基準以下の世帯を対象とする。

別表第2

特別控除額表

区分	特別の事情	特別控除額			
A 世帯を 対象と する 控除	(1) 母子・父子世帯であること	49万円			
	(2) 就学者のいる世帯であること 児童・生徒・学生1人につき	小学校	8万円		
		中学校	16万円		
			自宅通学	自宅外通学	
		高等学校	国・公立	28万円	47万円
			私立	41	60
		高等専門学校	国・公立	36	55
			私立	60	80
		大学	国・公立	59	102
	私立		101	144	
	専修学校	高等課程	国・公立	17	27
専門課程		国・公立	22	62	
	私立	72	112		
	(3) 障害者のいる世帯であること	障害者1人につき 86万円			
	(4) 長期療養者のいる世帯であること	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額			
	(5) 主たる家計支持者が別居している世帯であること	別居のため特別に支出している年間金額 ただし、71万円を限度とする			
	(6) 火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯であること	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(畑・店舗等)に被害があって、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる年間金額			
B 本と 人す る 対 象 除	出願者本人が高等学校・高等専門学校に進学する予約出願者である場合	28万円			
	出願者本人が大学に進学する予約出願者である場合	59万円			

- 備考 1 A欄の「(2)就学者のいる世帯であること」による控除には出願者本人分は含めない。
- 2 A欄の控除については、該当する特別の事情が2以上在る場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。

別表第3

収入基準額表

区 分		高 等 学 校 高等専門学校 奨学生	大 学 奨 学 生
世 帯 人 員	1 人	1 4 3 万円	1 7 8 万円
	2 人	2 2 9	2 8 2
	3 人	2 6 4	3 2 8
	4 人	2 8 6	3 5 5
	5 人	3 0 7	3 8 2
	6 人	3 2 5	4 0 2
	7 人	3 4 1	4 2 2

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに高校等奨学生の場合は16万円、大学奨学生の場合は20万円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

報 告第 4 0 号

社会教育関係事業について

社会教育関係事業について別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 1 月 2 1 日提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
会長 井 上 善 一

合併後の各種行事について

1 / 2

行 事 の 名 称		伊 方 町	瀬 戸 町	三 崎 町	合 併 後
成人式	実施時期	1月第1土曜日	8月14日	1月3日	新町で統一して開催する
	内 容	20歳を迎える町民・町出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催する。	20歳を迎える町民・町出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催する。	20歳を迎える町民・町出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催する。	
町民運動会	実施時期	10月第2日曜日	2年に1回、10月第1日曜日	5年に1回、10月第3日曜日	今までどおり、旧町単位で公民館事業として開催する
	内 容	町民が一同に集い、運動会を開催する	町民が一同に集い、運動会を開催する	町民が一同に集い、運動会を開催する	
駅伝大会	実施時期	2月11日	1月15日に近い日曜日	1月中に開催	新町で統一して実施するがコースや内容は、合併後に検討する
	内 容	町内18.94kmの駅伝大会	町内13.30kmの駅伝大会	町内15.60kmの駅伝大会	
生涯学習推進大会	実施時期	2月中に開催	1月中に開催	開催していない	新町で統一して開催する
	内 容	社会教育関係団体関係者の参集により、分科会、記念講演等を開催する	社会教育関係団体関係者の参集により、分科会、記念講演等を開催する		
PTA研究大会	実施時期	1月第3日曜日	1月中に開催	10月中に開催	新町で統一して開催する
	内 容	PTA会員により、分散会、記念講演を開催する	生涯教育研究大会の共催	PTA会員により、分散会、記念講演を開催する	

合併後の各種行事について

2 / 2

行 事 の 名 称		伊 方 町	瀬 戸 町	三 崎 町	合 併 後
人権フェスタ	実施時期	12月中に開催	1月中に開催	11月中に開催	新町で統一して開催する
	内 容	子ども映画まつり、小中学生の人権作品の展示、人権作文発表、記念講演を開催	生涯教育研究大会の共催	人権作文発表、人権ポスターの展示、記念講演を開催	
スポレク祭	実施時期	5月上旬に開催	5月中旬に開催	8月14日	合併後検討する
	内 容	ペタンク・レクバレー・ソフトボール・ゲートボール大会の開催	インディアカ・卓球・ドッジボール・ターゲットバードゴルフ大会の開催	ソフトボール・ソフトバレーボール大会の開催	
スポーツ少年団大会	実施時期	6月上旬に開催	7月(ミニ)・11月(サッカー)	開催していない	合併後検討する
	内 容	ソフトボール大会を開催	ミニバスケットボール・サッカー大会の開催(県大会は統一チームで出場)	(県大会は統一チームで出場)	
文化祭	実施時期	11月2・3日	10月最終土・日	10月末～11月最初の土・日	旧町単位で公民館まつりとして開催する
	内 容	伊方・町見会場で開催。各種展示・各種バザー・芸能発表会	各種展示・各種バザー・芸能発表会	各種展示・各種バザー・芸能発表会	
文化のつどい	実施時期				新町で統一して開催する 時期等については合併後検討する
	内 容	各種展示・芸能発表・文化講演会の開催			

報 告第 4 1 号

指定金融機関等について

指定金融機関等について別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 1 月 2 1 日提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
会長 井 上 善 一

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 協定事項の調整内容

幹事会決定	平成 16 年 12 月 2 日	合併協議会報告	平成 17 年 1 月 21 日
-------	------------------	---------	------------------

協定項目(番号)	指定金融機関等について)	関係項目	
事務事業・制度名	指定金融機関等	担当専門部会名等	総務部会

事務事業名の名称等	現況や課題等			合併時における調整の内容
	伊方町	瀬戸町	三崎町	
指定金融機関	西宇和農業協同組合(昭和60年6月15日)	西宇和農業協同組合(昭和49年4月16日)	西宇和農業協同組合(昭和39年5月30日)	<p>指定金融機関については、現在3町間に相違がないので、現行どおり「西宇和農業協同組合」を、新町の指定金融機関とする。</p> <p>指定代理、収納代理金融機関については、指定金融機関の意見を事前に聞き、住民の利便性を考慮したうえで、合併時まで調整する。</p>
指定代理金融機関	(株)伊予銀行(昭和60年6月15日) 町見漁業協同組合(昭和60年6月15日)	(株)伊予銀行三机出張所 瀬戸町漁業協同組合 瀬戸郵便局 四国労働金庫八幡浜支店	(株)伊予銀行(平成4年10月1日契約締結) (株)愛媛銀行(平成5年1月4日契約締結) 三崎郵便局 三崎漁業協同組合	
収納代理金融機関	(株)愛媛銀行(平成9年4月1日)			

* 金融機関名称は現在の名称。括弧内年月日は当該金融機関に係る指定年月日。

そ の 他

その他

新「伊方町」の住所表示について

1 町の廃置分合について

平成17年1月17日総務大臣の告示があった。

合併前		合併後	
西宇和郡	伊方町	西宇和郡	伊方町
西宇和郡	瀬戸町		
西宇和郡	三崎町		

2 字の名称について

新「伊方町」での住所表示については、町の廃置分合のとおり「西宇和郡 伊方町」とし、字の名称については、合併協議会での確認のとおりとする。

協議第20号	町字名の取扱いについて	平成16年2月26日確認
3町の区域内の字の名称は、現行のとおりとする。		

伊方町：大浜・中之浜・仁田之浜・河内・湊浦・小中浦・中浦・川永田・豊之浦・伊方越・亀浦・九町・二見 瀬戸町：三机・塩成・足成・大江・志津・小島・大久・川之浜・田部・神崎・高茂 三崎町：三崎・高浦・佐田・大佐田・井野浦・与修・串・正野・二名津・明神・松・名取・釜木・平磯		

3 住所表示の変更について

登記簿又は戸籍の表示と住所の表示を同一にするため、番地の後に記載されている「の・内・第」を削除する。

変更例

伊方町湊浦	番地 の 1	・伊方町湊浦	番地1		
伊方町湊浦	番地 の内 1				
伊方町湊浦	番地 第 1				
瀬戸町三机乙	番地 の 1	・伊方町三机乙	番地1		
瀬戸町小島甲	番地 第 1			・伊方町小島甲	番地1
三崎町三崎	番地 の 1			・伊方町三崎	番地1

(甲、乙の表示については現行のとおり)

関係市区町村長への通知

- ・本籍地が他市区町村である住民については、本籍地の市区町村長に通知する。
- ・瀬戸町、三崎町に本籍を有し、他の市区町村に住所を有する者については、住所地の市区町村長に通知する。

実施予定日

- ・伊方町：平成17年3月1日から
- ・瀬戸町：平成17年4月1日から
- ・三崎町：平成17年4月1日から

その他

第 2 1 回 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会開催一覧表

	開催町	開催場所	開催日時
第 1 回	伊方町	伊方町役場	平成15年 1月14日(火) 14:00~
第 2 回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年 2月14日(金) 14:00~
第 3 回	伊方町	伊方町役場	平成15年 3月17日(月) 14:00~
第 4 回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年 4月17日(木) 14:00~
第 5 回	伊方町	伊方町役場	平成15年 5月23日(金) 10:00~
第 6 回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年 6月27日(金) 10:30~
第 7 回	伊方町	伊方町民会館	平成15年 7月 2日(水) 14:00~
第 8 回	三崎町	三崎町民会館	平成15年 7月31日(木) 15:00~
第 9 回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年 9月29日(月) 14:00~
第 10 回	伊方町	伊方町民会館	平成15年11月 4日(火) 13:30~
第 11 回	三崎町	三崎町総合体育館	平成15年11月27日(木) 14:00~
第 12 回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年12月15日(月) 14:00~
第 13 回	伊方町	伊方町民会館	平成15年12月25日(木) 15:00~
第 14 回	三崎町	三崎町民会館	平成16年 3月 5日(金) 14:00~
第 15 回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成16年 3月26日(金) 14:00~
第 16 回	伊方町	伊方町民会館	平成16年 4月27日(火) 14:00~
第 17 回	三崎町	三崎町民会館	平成16年 5月28日(金) 14:00~
第 18 回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成16年 8月17日(火) 14:00~
第 19 回	伊方町	伊方町民会館	平成16年 9月 3日(金) 14:00~
第 20 回	三崎町	三崎町民会館	平成17年 1月21日(金) 14:00~
第 21 回	瀬戸町		